

働く人

雇用する人を

支援する



障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第59回(R8.7.17)

ヒアリング資料5

# 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク  
代表理事 藤尾 健二

# 特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワークの概要

1. 設立年月日:平成19年6月11日

2. 活動目的及び主な活動内容:

障害のある人の就業生活の支援のために、望ましい職業指導や就業支援のあり方を研究・研鑽すること、全国における就業支援機関・組織運営の健全化などについて相互に意見や情報を交換し、障害のある人が自立した生活を送ることができる環境形成に寄与することを目的として創設され、「地域で」「連携して」「実践に基づいて」「政策に関与して」を理念に活動をしている。

障害者職業能力開発施設部会、就労移行支援事業所部会、障害者就業・生活支援センター部会の三つの部会と7つのブロックに分けた地域を軸として、長年にわたり活動している。

## 【主な活動内容】

- ・ 定例研究・研修会の開催
- ・ 障害者職業能力開発施設連絡会の開催
- ・ 就労系事業所のあり方を学ぶ研修会の開催
- ・ 就業生活支援基礎・実践講座の開催
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業をより深く考えるための全国フォーラムの開催
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修の実施
- ・ 地域における就業支援ネットワーク形成事業の実施

3. 加盟団体数(又は支部数等):271団体(令和8年5月31日時点)

4. 会員数:271(令和8年5月31日時点)

5. 法人代表: 代表 藤尾 健二

# 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

全国就業支援ネットワークは、障害者就業・生活支援センター190か所を中心に271会員で構成されており、障害者の就労支援に関する全国の実践と課題を集約している団体である。

令和8年度報酬改定に向けて実施した会員アンケート、悉皆アンケート及び役員協議においては、障害福祉サービスを取り巻く環境が大きく変化していることが確認された。

令和2年度から令和6年度にかけて、放課後等デイサービスは15,519事業所から22,643事業所へ、就労継続支援B型事業所は13,355事業所から17,973事業所へ増加するなど、障害福祉サービスは大きく拡大している。一方で、サービスの質の確保、支援ニーズの複雑化、地域格差、不適切な事業運営への対応など、新たな課題も顕在化している。

また、共同通信社が公表した厚生労働省データによれば、障害福祉サービスにおける不正受給額は令和2年度から令和6年度までの5年間で約80億円、行政処分件数は936件に達しており、限られた財源を真に必要な支援へ配分する仕組みづくりが求められている。

さらに、会員からは精神障害者や発達障害者の増加、就労後の生活支援ニーズの複雑化、医療・福祉・雇用の連携、支援密度の高い利用者への対応、地域における支援資源の不足など、多くの課題が寄せられた。

こうした状況を踏まえ、当団体としては単なる報酬水準の議論ではなく、「質の高い支援を持続的に提供できる制度への転換」が必要と考え、以下の5項目を重点提言として取りまとめた。

## 重点提言

### ① 支援の質を評価する仕組みの構築

利用者数や就職件数等の量的評価だけではなく、本人の希望実現、長期定着、生活の安定、地域生活の継続など、支援の質を適切に評価する仕組みへの転換を求める。

### ② 指定基準及び監査体制の強化

不正受給や不適切な事業運営への対応を強化し、指定時・更新時・運営時を通じてサービスの質を担保するため、指定基準や監査体制の見直しを求める。

### ③ 就労系障害福祉サービスの役割整理と評価体系の見直し

就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型・B型、就労選択支援がそれぞれの役割を発揮しながら、利用者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援が実現できるよう、役割整理と評価体系の見直しを求める。

### ④ 支援頻度の高い利用者を受け入れる事業所への適正評価

障害種別や支援区分だけではなく、就労に向けた支援頻度や支援量、多機関連携や家族支援など継続的な支援を必要とする利用者への対応が適切に評価される仕組みを求める。

### ⑤ 地域特性に応じた柔軟な運営制度の構築

人口減少地域や社会資源の少ない地域においても必要な支援が継続できるよう、地域の実情に応じた柔軟な運営制度や支援体制の整備を求める。

# ① 支援の質を評価する仕組みの構築

## 関連する視点

視点①・②・④・⑤・⑥

## 意見・提案を行う背景・論拠

障害福祉サービスは制度創設以降大きく拡大しており、放課後等デイサービスは平成29年度11,430事業所から令和6年度22,643事業所へ、就労継続支援B型事業所は平成29年度10,315事業所から令和6年度17,973事業所へ増加している。一方、全国就業支援ネットワークが実施した「就業に伴う生活面の支援ニーズに関する地域連携モデル事業」における障害者就業生活支援センターへの悉皆調査(令和6年11月実施 338センター中298センター回答 回答率 88.4%)では、就業に伴う生活支援ニーズが多様化・複雑化し、医療連携、家族支援、生活支援、多機関連携などの重要性が高まっていることが確認されている。

また、今回のヒアリングに向けて実施した全国就業支援ネットワーク会員アンケートでは、130件の自由記述意見が寄せられ、そのうち22件が「サービスの質・評価」に関する意見であった。会員からは、「利用人数中心の評価から成果評価への転換」「就労定着や生活改善の評価」「利用者満足度の活用」「第三者評価の導入」「支援内容の標準化」「アセスメント機能の強化」などが必要との意見が多く寄せられた。特に会員アンケートでは、「量から質・成果へ」という方向性が共通認識として示されており、利用人数や利用期間だけではなく、「就労定着」「地域生活の継続」「本人の生活改善」「利用者満足度」などを評価すべきとの意見が集約されている。さらに、令和7年度から開始された就労選択支援は、本人の希望や強み、働く力を把握し、適切なサービス選択につなげることを目的としている。

しかし、就労系障害福祉サービス利用者にはセルフプランによる支給決定も多く、相談支援専門員が十分に関与できていない地域も存在している。本人中心の支援を実現するためには、本人の意思決定を支える相談支援体制の充実や、就労選択支援事業所と就労系障害福祉サービス事業所との連携強化が求められている。

また、精神障害者や発達障害者の増加、企業に求められる合理的配慮の高度化などにより、支援者に求められる専門性も年々高まっている。

このような状況の中、現在の利用者数や就職件数中心の評価体系だけでは、支援の質や本人の意思決定支援の実態を十分に評価できなくなっている。

# 意見・提案の内容

## ① 本人の意思を中心とした選択支援と質評価の構築

障害福祉サービスの持続可能性を高めるためには、利用人数や就職件数等の量的評価を中心とした制度から、本人の希望や強み、生活の実現を支える支援の質や成果を評価する制度への転換が必要である。

そのため、「本人の希望の実現」「就労定着」「地域生活の継続」「生活面の改善」「医療・福祉・雇用の連携」「家族支援」「支援頻度の高い利用者への対応」などを評価できる仕組みの検討を提案する。また、相談支援専門員、就労選択支援事業所、就労系障害福祉サービス事業所等が連携し、本人の意思決定を支える仕組みを強化するとともに、セルフプランの解消に向けた取組についても推進いただきたい。特に障害雇用や就労系福祉サービスに対する理解が弱い相談支援事業所が多いことから、就労支援基礎講座の受講対象を相談支援事業所に拡大したり、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等に3年以上常勤として雇用経験や、職場適応援助者養成研修修了者が配置されている事業所には加算等を付け、より就労系福祉サービスに積極的計画に係ることを通じて、困り込みの問題の減少やセルフプランの解消も考えられる。

## ② 定量評価と定性評価を組み合わせた評価体系の構築

就職件数や定着率等の定量的指標だけでなく、「利用者満足度」「本人の希望実現」「地域生活の維持」「支援プロセスの質」「地域連携の状況」などの定性的指標を組み合わせた評価体系の構築を検討いただきたい。また、「アセスメント機能の強化」「第三者評価の活用」「支援内容の標準化」についても、今後の報酬体系の検討事項として位置付けていただきたい。

## ③ 専門性の担保に向けた人材育成の推進

障害者就労支援の質を向上させるためには、支援を担う職員の専門性向上が不可欠である。

そのため、障害者就労支援に従事する職員については、共通カリキュラムに基づく体系的な人材育成を推進するとともに、職責や経験年数に応じた階層別研修の受講についても検討いただきたい。

また、創設が予定されている「就労支援士(仮称)」については、障害福祉と雇用の双方の知識を有する専門人材の育成につながるものとして期待しており、資格取得や継続研修を通じた専門性向上の仕組みとして活用を検討いただきたい。

さらに、人材育成や専門性向上に積極的に取り組む事業所については、障害者就労支援の質の向上の観点から適切に評価する仕組みを検討いただきたい。

## ② 指定基準及び監査体制の強化

### 関連する視点

視点①・②・⑤・⑥

### 意見・提案を行う背景・論拠

障害福祉サービスは制度創設以降大きく拡大しており、事業所数も全国的に増加を続けている。

例えば、放課後等デイサービス平成29年度11,430事業所→令和6年度22,643事業所

就労継続支援B型平成29年度10,315事業所→令和6年度17,973事業所

と大幅に増加している。一方で、事業所数の増加に伴い、不適切な運営や不正請求への対応が大きな課題となっている。

共同通信が厚生労働省への情報公開請求により入手した資料によると、障害福祉サービスにおける不正受給額は令和2年度から令和6年度までの5年間で約80億円に上り、行政処分件数は936件となっている。また、不正受給額は令和2年度約14.2億円から令和6年度約23.8億円へ増加している。サービス別では、放課後等デイサービス 約29.6億円、就労継続支援B型 約10.9億円、グループホーム 約9.9億円

となっており、障害福祉制度全体への信頼を損なう状況となっている。また、障害者虐待防止法に基づく調査においても、施設従事者等による虐待相談・通報件数、虐待認定件数とも増加傾向にあり、サービス量の拡大に対して支援の質を担保する仕組みが十分追いついていない状況がうかがえる。さらに、全国就業支援ネットワーク会員アンケートでは、制度の持続可能性に関する23件の自由記述意見のうち、

・「事業所指定・監査体制の強化」15件、「不適切運営・不正請求対策」14件 が挙げられ、最も多い意見群となった。  
会員からは、「不適切な報酬請求を行う事業所が予算を圧迫している」「真面目な事業所が撤退する状況が生じている」「事業所数の増加に監査体制が追いついていない」「現在の制度は性善説を前提としている」と意見があった

### 意見・提案の内容

障害福祉制度の持続可能性を高めるためには、報酬水準を一律に抑制するのではなく、不適切な運営や不正請求を未然に防ぐ仕組みを強化することが必要である。そのため、

#### ① 指定時の審査強化

事業認可要件を明確化し、支援実績、専門人材配置、運営体制などをより厳格に確認する仕組みを検討いただきたい。

#### ② 定期監査・実地指導の強化

事業開始後も定期的な実地指導や監査を実施し、早期に課題を把握できる体制を整備いただきたい。

#### ③ データ活用による監査の高度化

報酬請求データや苦情件数等を活用したリスクベース監査を導入し、不適切運営の早期把握につなげていただきたい。

#### ④ 全国的な情報共有

不適切事例や行政処分事例について、国が集約し全国へ共有することで、自治体間の運用差を縮小し再発防止につなげていただきたい。

#### 全国就業支援ネットワークとしての提言

障害福祉サービスを必要とする方々へ安定的にサービスを提供していくためには、「給付費の抑制」ではなく、「**不適切な事業所の排除と、適切な事業所の育成**」という視点から制度設計を進めることを提案する。例えば、在宅支援は、本来補完的に用いられるべきであるにもかかわらず、適切な評価や目的設定がないまま拡大している現状があることから、在宅利用の厳格な基準の設定を求める。また、就労移行支援体制加算についても、「無期雇用契約」「社会保険の加入」「労働条件通知書の写しの添付」を必須要件とするなどの基準が必要である。

### ③ 就労系障害福祉サービスの役割整理と評価体系の見直し

#### 関連する視点 視点①・②・⑤・⑥

#### 意見・提案を行う背景・論拠

近年、就労系障害福祉サービスは、「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」と制度が拡充されてきた。また、就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数も増加しており、制度として一定の成果を上げている。一方で、全国就業支援ネットワークが実施した悉皆調査では、「就労定着支援終了後の支援」「地域支援ネットワーク」「生活支援ニーズの増加」などが課題として整理されている。また、全国就業支援ネットワーク会員アンケート及び役員意見交換では、就労系障害福祉サービス相互の接続や役割整理に関する課題が多数挙げられた。具体的には、

#### ① 一般就労への移行支援に地域差や移行支援事業所がない地域が増えている

就労移行支援の再利用について自治体ごとの運用差が存在し、離職後の再チャレンジ機会に差が生じている。また就労移行支援事業所は地域によっては一か所もないエリアも増えている。一部の県には就労支援の人材は障害者就業・生活支援センターしかないとも言われている。

#### ② 就労継続支援から一般就労への移行が十分進んでいない

就労継続支援B型は全国的に増加している一方で、一般就労への移行支援機能については地域差が大きく、就労移行支援や障害者就業・生活支援センターとの連携体制にも差が見られる。

#### ③ A型事業所の再編による影響

近年、就労継続支援A型事業所の廃止やB型への転換が見られるが、その結果として離職やサービス変更を余儀なくされた障害者への対応が障害者就業・生活支援センターへ集中する事例が発生している。

#### ④ 就労定着支援終了後の支援体制

就労定着支援は最長3年6か月で終了するが、その後の支援は障害者就業・生活支援センターが担うことが多く、制度間の引継ぎに課題がある。近年、就労移行の利用者減により定着支援事業を実施する事業所が増えているが、ナチュラルサポートやフェードアウトの視点が弱く、企業にイネイブリングが生じていることが多く、背景には月に1回行くことがルーチンがある。一方、当事者の生活支援の把握ができていなく、障害者就業・生活支援センターが引き継ぐ際、生活の問題が表出されることが多い。

#### ⑤ 基幹機能と個別支援の両立

障害者就業・生活支援センターには、地域ネットワークの構築や関係機関のマネジメントといった基幹的機能が期待されている一方で、制度間の接続不足を補うための個別支援が増加しており、本来期待される役割との乖離が生じている。

## 意見・提案の内容

就労系障害福祉サービスについては、個々のサービスごとの評価だけではなく、利用者が地域の中で働き続けるための支援プロセス全体を見据えた制度設計が必要である。そのため、

### ① 就労選択支援を起点とした役割整理

就労選択支援を入口として、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」

それぞれの役割を明確化すると同時に、サービスの地域格差の是正をはかり、本人が適した(希望する)サービスを選択することが可能な体制整備を促進する。

### ② 利用者の状況に応じた移行・選択機能の強化

就労継続支援A型・B型については、それぞれの役割を尊重しながら、一般就労を希望する利用者に対しては、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等との連携により円滑な移行支援が行われる仕組みを強化していただきたい。

一方で、地域によっては就労移行支援事業所の不足や、就労支援に関する社会資源・企業とのネットワークの差異により、利用者が希望する支援を受けにくい状況も生じている。就労継続支援事業所から一般就労への移行実績や支援体制には地域差が見られ、利用者の選択機会や再チャレンジの機会にも影響を与えている。

そのため、就労選択支援の導入を契機として、就労継続支援事業所における一般就労への移行支援機能やサービス間の連携について適切に評価するとともに、地域ごとの社会資源や支援体制の違いを踏まえた制度運用についても検討いただきたい。

### ③ 制度間の接続を評価する仕組み

サービス単体の成果ではなく、「他サービスへの引継ぎ」「地域ネットワークとの連携」「一般就労後のフォロー」「医療連携」など、制度間の接続や連携は各就労系サービスの当然とする事業とし、例えば定員20名であれば、5ケース以上の連携事例の報告をさせる仕組みを導入する。

### ④ 地域ごとの移行支援事業所の存続できる仕組み

移行支援事業所が地域によっては1か所もないエリアもあることから、一定程度の条件で就労移行支援事業所が存続できるよう、国が自治体の指定管理制度等を活用し、個別給付では賄えない部分を一部補填するような仕組みをつくり、地域のニーズを把握した上で必要であるならば就労移行支援事業が存続できるよう支援を行う仕組みを検討する。

### ⑤ 就労定着支援事業所の質の問題について

定着支援事業の質を高めるため、企業へのナチュサポート体制に移行し訪問件数が減った場合加算をし、無駄な回数だけの訪問を減らす対策をする。一方、定着支援事業が障害者就業・生活支援センターの就業予算に追い抜く勢いで増えている中で、改めて本事業は障害者就業・生活支援センターの定着負担を減らす事業になっているのか、また厚生労働省はどちらの事業がパフォーマンスが良いのか見当すべき時期に来ている。

## ④ 支援頻度の高い利用者を受け入れる事業所への適正評価

### 関連する視点

視点①・②・④・⑤

### 意見・提案を行う背景・論拠

障害者就業・生活支援センターは平成14年度に制度化され、令和8年度で25年目を迎える。制度創設当初は、「福祉施設から一般就労への移行」「職場開拓」「職場定着」が主な役割であり、知的障害者を中心とした支援が想定されていた。しかし、この25年間で障害者雇用を取り巻く環境は大きく変化している。精神障害者や発達障害者の雇用が進み、就労系障害福祉サービスや障害者就業・生活支援センターが支援する対象者像も大きく変化している。現在は、「就職そのものの支援」「就労継続支援」「医療との連携」「家族支援」「生活支援」「企業との調整」「地域生活の維持」など、就業と生活を一体的に支える支援が求められている。全国就業支援ネットワークが実施した「就業に伴う生活面の支援ニーズに関する地域連携モデル事業」では、全国338センター中298センター（回答率88.4%）から回答を得ており、「就業に伴う生活面の支援ニーズはかつてないほど多様かつ複雑になっている」と整理されている。また、就労系障害福祉サービス利用者の多くは、「セルフプランによる支給決定」「障害支援区分を持たない利用者」であり、介護給付サービスのように支援区分で支援量を把握する仕組みが存在していない。一方現場では、「頻回な面談」「家族支援」「医療機関との連携」「ケース会議」「企業との調整」「離職予防の支援」など、多くの時間と専門性を要する支援が増加している。全国就業支援ネットワーク会員においても、「障害の重さだけでは支援量は測れない」「支援頻度の高い利用者が増えている」「支援時間や支援回数が評価されていない」「支援頻度の高い利用者を受け入れる事業所ほど負担が大きい」との意見が寄せられている。現在の評価体系は、利用者数や障害種別を中心とした仕組みとなっているが、実際に必要とされる支援頻度や支援量が十分反映されているとは言い難い状況にある。

### 意見・提案の内容

制度創設から25年が経過し、障害者雇用や就労支援の対象者像が大きく変化している現状を踏まえ、就労系障害福祉サービスについては、障害種別や利用実績だけではなく、実際の支援頻度や支援量を適切に評価する仕組みの検討が必要である。具体的には、「本人への継続的な面談支援」「家族支援」「医療機関との連携」「企業との調整」「関係機関とのケース会議」「就労継続や離職予防に向けた支援」など、就業と地域生活を維持するために必要な支援を評価対象として整理することを提案する。また、障害支援区分を有していない利用者が多い実態を踏まえ、「アセスメント結果」「支援実績」「就労継続状況」「地域生活の維持状況」などを活用し、支援頻度や支援量を可視化できる評価手法についても検討いただきたい。さらに、支援頻度の高い利用者を積極的に受け入れ、就労継続や地域生活の維持に取り組む事業所が適切に評価される制度への見直しを求める。

## ⑤ 地域特性に応じた柔軟な運営制度の構築

### 関連する視点

視点①・②・④・⑥

### 意見・提案を行う背景・論拠

障害福祉サービスは全国共通の制度として運営されているが、地域によって人口規模、社会資源、交通事情、企業数、障害福祉サービス事業所数等に大きな差が存在している。

全国就業支援ネットワークが実施した「就業に伴う生活面の支援ニーズに関する地域連携モデル事業」では、

- ・社会資源が少ない地域
- ・社会資源はあるが連携に課題がある地域
- ・社会資源が多い地域

の3類型で調査を実施しており、地域によって課題や支援体制が大きく異なることが確認されている。また調査報告書では、地域ごとの特性に応じて相当な多様性があることが示されている。障害者就業・生活支援センターにおいても、都市部では「登録者数の増加」「精神障害者支援の増加」「多機関調整」が課題となる一方、地方部では「企業数不足」「公共交通の不足」「福祉サービス不足」「人材不足」が大きな課題となっている。さらに就労選択支援の開始や地域共生社会の推進に伴い、地域の実情に応じたネットワーク形成や資源開発の重要性は高まっている。全国就業支援ネットワーク会員からも、「地域によって社会資源が大きく異なる」「一律の基準では運営が困難」「小規模地域ほど人材確保が難しい」「中山間地域の移動負担が大きい」といった意見が寄せられている。しかし現在の制度は全国一律の評価体系が中心であり、地域特性に起因する運営上の課題が十分考慮されているとはいえない。

# 意見・提案の内容

障害福祉サービスの持続可能性を高めるためには、全国一律の制度設計だけではなく、地域特性を踏まえた柔軟な運営を可能とする仕組みが必要である。そのため、

## ① 地域特性を踏まえた制度運用

先の指摘した就労移行支援事業所がないエリアへの事業継続の仕組みにあるように、人口規模や社会資源の状況を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする仕組みを検討いただきたい。

## ② 中山間地域・人口減少地域への配慮

移動距離や支援コストが大きい地域については、都市部と異なる運営環境を考慮した評価のあり方を検討いただきたい。

## ③ 地域ネットワーク形成の評価

地域の関係機関との連携や資源開発、就労支援ネットワークの構築など、地域全体の支援力向上に向けた取組についても評価する仕組みを検討いただきたい。

## ④ 就労選択支援を活用した地域支援体制の構築

就労選択支援の導入を契機として、ジョブマッチングした就労支援や雇用支援となるよう、地域の就労支援機関、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、行政、相談支援事業所等が連携し、地域全体で本人を支える仕組みの構築を推進していただきたい。そのためには、選択支援事業で実施したアセスメント情報の活用や管理の仕組みにを明確にし、アセスメント情報が当事者を通じて、点から面となるよう活かせる方法をさらに検証してもらいたい

## 全国就業支援ネットワークとしての提言

障害福祉サービスは全国共通の理念のもとで運営されるべきである一方、地域の実情は大きく異なる。地域による格差を是正しながらも、それぞれの地域特性を活かした柔軟な制度運営を可能とすることで、障害のある方が住み慣れた地域で働き続けられる環境づくりを推進することを提案する。また、生活支援の比重が高まっている一方、生活支援に関する報酬事業はなく、25年以上変わらず、障害者就業・生活支援センターの生活支援の400万～680万程度の予算である。生活支援については引き続き何等かの手立て(障害者就業・生活支援センターとしては生活支援予算の倍増を希望)を検討していただきたい。